

## 令和8年度採用 環境・エネルギー対策推進員（会計年度任用職員）募集案内

### 1 応募受付期間

令和8年1月7日（水）9時半～令和8年2月13日（金）16時【必着】

### 2 募集内容

職名	環境・エネルギー対策推進員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>1 下記事業の実施に関連する事務の主担当 (1) ECOチャレンジ応援事業 ↓ <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ecochallenge2025.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ecochallenge2025.html</a> (2) 緑のカーテン推進事業 ↓ <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/midori_no_katen_project_2025.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/midori_no_katen_project_2025.html</a></p> <p>2 脱炭素・温暖化対策推進等に関する広報啓発・事務補助</p> <p>3 その他、所属長が必要と認める業務</p>
勤務地	福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所13階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行なうことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	<p>1 次の（1）から（4）の要件を全て満たす人</p> <p>(1) 令和8年4月1日から勤務可能で、任用期間を通じて職務に従事できる人</p> <p>(2) 環境・エネルギー分野に関して一般的な知識があり、脱炭素に寄与する事業推進に意欲がある人</p> <p>(3) 基本的なパソコン(ワード・エクセル・パワーポイント・メールソフト等)操作及びパソコンでの資料作成ができる人</p> <p>(4) 次の資格要件をすべて満たす人</p> <p>①地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの</li><li>・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li><li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li></ul> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>②日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場	—	令和8年2月 28 日(土)
内容	申込書による書類審査	地球温暖化・エネルギーに関する筆記試験 (択一式問題 5 問、記述式問題 1 問程度) 実技試験(パソコン入力)および面接試験 ※第一次選考合格者のみ
合格発表	令和 8 年 2 月 19 日 (木)	令和 8 年 3 月 3 日 (火)

※合格発表は、午前 11 時に福岡市役所 13 階環境局脱炭素社会推進課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 9 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和 8 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

### 5 勤務条件等

項目例	記載例
勤務日	週 5 日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27 時間 30 分 1 日の勤務時間：原則、午前 9 時半から午後 4 時まで 休憩時間：正午から午後 1 時まで
給与	月額 194,067 円から 205,465 円（地域手当相当報酬を含む。）※令和 7 年度見込み採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定
期末・勤勉手当（賞与）	年間で給与の 4.65 月分（6 月・12 月に各期 2.325 月ずつ）を在職期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり

公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日)</li> <li>・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更</li> </ul>

## 6 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー対策推進員採用試験申込書 ※申込書は、福岡市役所 1 階情報プラザ、脱炭素社会推進課の窓口等で配布します。</li> <li>・110 円切手を貼った返信用封筒（受験票等の送付用。住所・宛先記入済みのもの）</li> </ul>
受付期間	令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 2 月 13 日（金）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送又は持参</li> <li>・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li> <li>・持参の場合は、受付期間中の平日午前 9 時半から午後 4 時の間に脱炭素社会推進課に提出してください。</li> </ul>
提出先	<p>〒810-8620      福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 13 階      福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課啓発係</p>

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課啓発係

TEL : 092-711-4282 FAX : 092-733-5592

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号